

PiO PARK(ピオパーク)利用規約

令和3年9月24日

産協羽発第1号

〔目的〕

- 第1条 “PiO PARK”(以下、「本施設」という)の利用者(以下、「利用者」という)は、本施設を利用するにあたり、本規約のほか、羽田イノベーションシティ館内規則等を遵守するものとします。
- 2 本施設は、業種、業界を超えた様々な技術や知識を持った利用者が出会い、アイデアが融合することで、新しい事業や新しい産業を生み出していくことを目的とします。

「本施設」の表示

名 称:大田区施策活用スペース“PiO PARK”

設置者:大田区(以下、「区」という)

運営者:公益財団法人大田区産業振興協会(以下、「協会」という)

所在地:東京都大田区羽田空港1-1-4

「利用可能エリア」の規定

利用可能エリア:図1のとおり

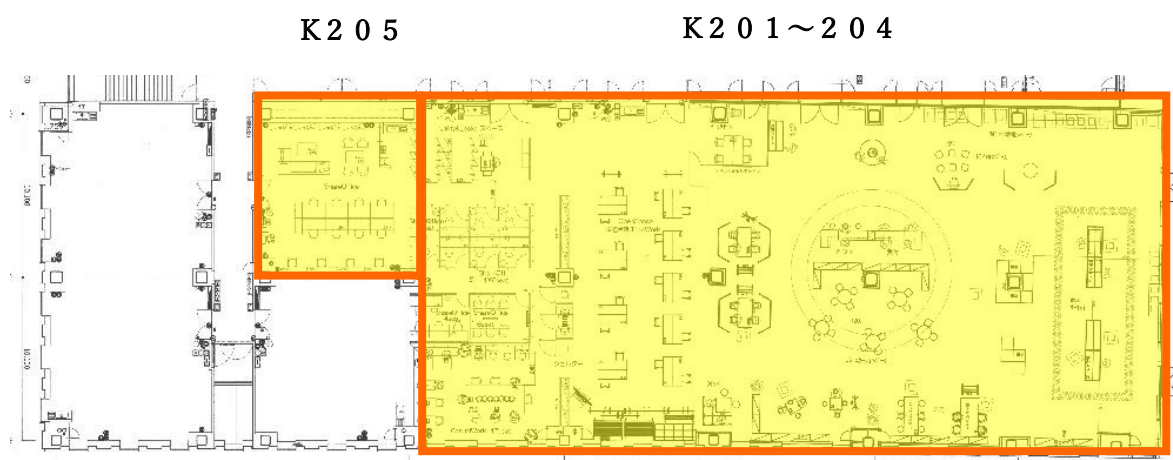


図1 対象スペース(黄色部分)

〔サービスの定義〕

第2条 本施設において協会が提供するサービスは、以下のとおりです。

- (1) 「個人月額プラン」「月額3人プラン」「月額5人プラン」
プランの登録日から1か月間、コワーキングスペースとしてご利用いただけます。
- (2) 「1日フリープラン」「ドロップインプラン」
本施設を、1日の所定の時間に限り、コワーキングスペースとしてご利用いただけます。

(3) 「イベント利用」

本施設のイベントスペースを、ビジネスの創造・発展、その他ビジネスの機会創出等、ビジネスを主たる目的とするイベントの会場としてご利用いただけます。

利用日の1年前の応当日の属する月の初日から、1か月前の同日までにお申し込み下さい。

(4) 「登記・住所サービス」(ご利用は、本条(1)のサービスをご利用の方に限ります)

本施設の住所を法人登記上の本店又は支店の所在場所など、対外的に自身の事業の拠点として表示するために利用いただけます。

(5) 「個室ブース月額利用」(ご利用は、本条(1)のサービスをご利用の方に限ります。)

〔利用申込み〕

第3条 利用希望者は、本規約を承諾のうえ、協会が指定する手続に従い、第2条の各サービスに申し込むものとします。

2 本規約における利用者とは、前項に基づき、第2条の各サービスを申し込み、協会が申し込みを承諾した者とします。

なお、18歳未満の方は保護者の同意が必要となります。

3 登記・住所サービス及び個室ブースの月額利用については、ご利用の申込みに対して、協会が書類審査及び面接審査を実施の上、同サービスの利用の諾否を決定します。

4 協会は、本施設の目的や登録状況、その他の理由により、申し込みを承諾しない場合があります。

〔休館日、営業時間等〕

第4条 本施設の休館日は12月29日から翌年の1月3日までとします。

2 本施設の営業時間は原則、平日・土曜日9時～19時となります。ただし、イベント利用で日・祝日(9時～19時に限ります。)又は平日・土曜日19時以降(最長21時まで)の利用を希望する場合は、協会に事前にご相談ください。

3 第1項で定めるほか、施設・設備の点検並びに感染症対策等のため、臨時休館する場合があります。

4 上記営業時間は変更の可能性があります。

〔利用料金〕

第5条 利用者には、本施設の利用にあたり、以下の利用料金をご負担いただきます。

なお、協会が利用を認めた土・日・祝日にイベント利用をする場合は、下表のイベント利用の各料金に50%加算し、平日19時以降利用の場合は、19時を超えた時間分に対し、下表のイベント利用の各料金を5で除した額(1時間当たりの単価)に25%加算します。ただし、1時間に満たない端数は1

時間単位に切り上げます。

種別		料金	登録 人数	同時 利用 人数	同伴 可能人数	登記 利用	メール BOX 利用
コワーキングプラン	個人月額プラン	22,000 円/月(税込)	1名	1名	3名 (2時間無料)	○	○
	月額3人プラン	55,000 円/月(税込)	制限 なし	3名	10名 (2時間無料)	○	○
	月額5人プラン	77,000 円/月(税込)	制限 なし	5名	15名 (2時間無料)	○	○
	1日フリープラン	3,300 円/日(税込)	1名	—	—	—	—
	ドロップインプラン	550 円/時間(税込)	1名	—	—	—	—
コワーキングプラン オプション	登記・住所サービス	11,000 円/月(税込)					
	個室ブース(1~2人用)	330 円/時(税込) 13,200 円/月(税込)					
	個室ブース(3人用)	550 円/時(税込) 26,400 円/月(税込)					
	個室ブース コワーキング向き(5人用)	770 円/時(税込) 44,000 円/月(税込)					
	個室ブース 会議向き(6人用)	770 円/時(税込)					
イベント利用	イベント A 利用(付属設備含む) (月額プラン利用者以外)	55,000 円/5 時間 (税込)					
	イベント B 利用(付属設備含む) (月額プラン利用者以外)	44,000 円/5 時間 (税込)					
	イベント A 利用(付属設備含む) (月額プラン利用者)	27,500 円/5 時間 (税込)					
	イベント B 利用(付属設備含む) (月額プラン利用者)	22,000 円/5 時間 (税込)					

※登記・住所サービスをご利用いただいた場合、メール BOX の利用が可能です。

※貸し切りイベントについては、事前相談が必要となります。

※個室ブースの月額利用の期間は1か月、3か月または1年契約から選択いただけます。

また、利用者と協会が同意した場合には再契約することができます。個室ブースの月額利用はコワーキング月額プラン及び登記・住所サービスの利用または企業間の連携プロジェクトが前提となります。また、貸し切りイベント時には協会が別途用意するスペースに移動していただくことがあります。

※イベント利用における月額プラン利用者料金の適用は、個人月額プランについては継続して6か月以

上、月額3人プラン及び月額5人プランについては継続して3か月以上ご利用されていることが要件となります。

- 2 イベント利用のキャンセル料金(延期を含む)は、30日前から8日前までは利用料金 50%、7日前から当日までは 100%をご負担いただきます。
- 3 個人月額プラン、月額3人プラン、月額5人プラン、個室ブース月額利用及び登記・住所サービスの料金支払いは前払いとし、プラン選択時に、スマートフォンにて専用アプリでのクレジットカード決済となります。
なお、1日フリープラン、ドロップインプラン及びイベントの料金支払いは、利用開始時に受付にて下記の決済方法による前払いとし、現金での支払いは不可とさせていただきます。
- 4 一旦支払われた利用料金は、協会が認める場合を除き、返還いたしません。
- 5 利用者(1日フリープラン・ドロップインプランを除く)の同伴者が本施設を利用する場合は、当該同伴者も本規約を遵守していただくものとし、一時利用者として利用を許諾します。その場合、利用者の滞在時間中は、本条第1項で定める同伴利用可能人数に限り、2時間まで無料で利用を承諾します。

なお、混雑時には利用をお断りする場合があります。同伴者の2時間を超えての利用、本条第1項で定める同伴利用可能人数を超える同伴者の利用に関しましては、1名につき1時間当たり550円の利用料を負担していただきます。

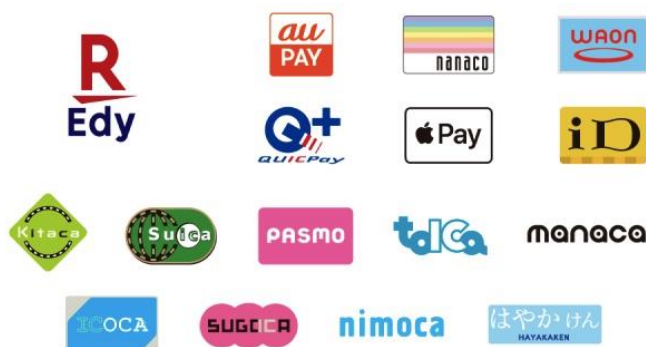
また、同伴者だけを残して利用者が15分を超えて外出することや退館することはできません。

R Pay

クレジットカード



スマホ決済・電子マネー



Visa、Mastercard、JCBなどの主要6ブランドのクレジットカードや、楽天Edyや交通系ICなどの多数の電子マネーブランド、nanaco、WAON、Apple Payなどが導入いただけます。

6 イベント利用料金の減免は、次に掲げるところによります。

- (1) 協会又は区が主催者若しくは共催者となっているとき。 免除
- (2) 協会又は区が後援者となっているとき。 月額プラン利用者は、月額プラン利用者料金から50%減額した額、月額プラン利用者以外の方は、月額プラン利用者以外の料金から50%減額した額とする。

〔利用者認証〕

第6条 利用者(1日フリープラン・ドロップインプランを除く)は、入館および退館時に、受付にてスマートフォンでの専用アプリを使用し、QRコードの読み取りをし、チェックインとチェックアウトを行うこととします。

〔本施設の利用にあたっての共通の留意事項〕

第7条 利用者は、本規約および協会の定める諸規則を厳守し、協会のスタッフの指示に従うものとします。

2 本施設内での次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 喫煙(本建物内での喫煙は、羽田イノベーションシティ所定の喫煙コーナーをご利用ください。)
- (2) 動物の飼育や持込み(協会が許可した盲導犬、聴導犬、介助犬等を除く)
- (3) 協会の許可なく看板、ポスター等の広告物を張る等の行為
- (4) 危険物の使用や持込み
- (5) 他の利用者の迷惑となる声や音、振動、臭気等を発する行為ならびに物品の持ち込み
- (6) 仮眠
- (7) その他公益を害する恐れがあると協会が認めた行為
- (8) 他の利用者や職員・スタッフに暴力を振るう、あるいはその恐れが強い行為
- (9) 大声・暴言もしくは脅迫的な言動により、他の利用者に迷惑を及ぼす、あるいは職員・スタッフの業務を妨げる行為
- (10) 解決し難い要求を繰り返し行い、職員・スタッフの業務を妨げる行為

3 利用者は、私物、所持品、貴重品などについて、自らの責任をもって管理するものとします。

なお、盗難などの損害が発生しても、協会は一切責任を負いません。

また、本施設での情報漏洩に関しても、協会は一切責任を負いません。

4 利用者は、家具類の移動や、机・椅子等の場所に私物を置いて長時間の場所取り等を行なってはなりません。

また、本施設から一時外出する場合は、短時間(15分以内)の場合を除き、私物を放置してはなりません。

5 本施設においては、イベントが頻繁に開催されることが想定されます。イベントによって、音が漏

れることがあります。利用者はこれを了解するものとします。また、配信を伴うイベントが実施される場合には、当該配信を伴うイベントの妨げにならないようご協力をお願いいたします。一部イベントにおいては、本施設を全面使用する場合があります、その場合には、イベント参加以外の利用が制限されます。

- 6 本施設内の飲酒は原則禁止します。ただし、イベント利用等に関しては管理者と協議の上、認める場合もあります。
- 7 本施設内での食事は軽食のみとし、臭いが強いものなど他の利用者に迷惑になる可能性のある食事は禁止といたします。
- 8 利用者は、ごみを廃棄する場合は、本施設に設けられたごみ箱に分別することとします。
ただし、イベント開催に伴い発生したごみは、イベント開催者が持ち帰るものとします。
- 9 他の利用者の迷惑にあたる判断した場合、入館をお断りすることや、退館していただくことがあります。
- 10 備品の破損・紛失については、弁償いただきます。

〔個人月額プラン、月額3人プラン、月額5人プラン利用にあつての留意事項〕

第8条 本規約は、建物質貸借契約に該当せず、本規約に基づく利用に借地借家法は適用されません。

- 2 利用者は、本規約に基づく利用により賃借権が発生しないことを予め同意するものとします。
- 3 利用者は、登記・住所サービスを利用する場合を除き、本施設の住所を自ら又は自らが営む事業の登記上の本店所在場所又は支店所在場所とする等本施設を対外的に事業の拠点として表示することはできません。
- 4 登記・住所サービスの利用者は、本施設の住所を下記のとおりに記載してください。
登 記：〒144-0041 東京都大田区羽田空港一丁目1番4号
住所表記：〒144-0041 東京都大田区羽田空港1-1-4 HiCity zoneK 201 号室
- 5 登記・住所サービスの利用者が本条第2項から第4項に違反する態様、又は協会が本施設の趣旨に照らし相応しくないと判断する態様で本施設の地番又は住所を利用した場合、当協会は、当該利用者に対し是正を求めることができ、当該利用者は、当該求めに応じなければなりません。

〔イベント利用にあつての留意事項〕

第9条 第2条1項3号に記載するご利用となります。

2 イベントスペースは、図2のとおりです。

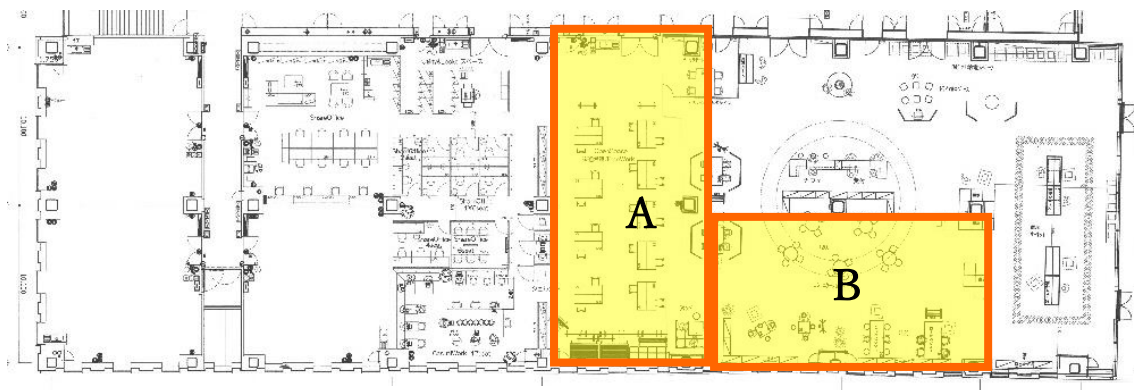


図2 イベントスペース(黄色部分)

3 イベント利用を申込み者は、本施設ホームページ上に掲載するWEB申請フォームに沿って、協会宛に申込みものとします。

なお、第1条2項の本施設の目的及び本条7項に鑑み、利用を承認しない場合があります。

4 協会は、WEB申請フォームに記載された内容を審査し、前項の申込みを受け付けた日の翌日から起算して10営業日以内に利用条件等を付し、諾否をメール返信にて通知します。

5 イベント等の開催状況は、ホームページでご確認下さい。

6 本施設は、利用者間におけるコラボレーションを促進し、新しい産業やビジネスを生み出すことを目的としています。そのため、本施設の活性化や利用者相互間のネットワーク構築のため、イベントへのご協力をお願いすることがあります。

7 イベント利用については、次に該当する場合は利用できません。

- (1) 政治的、宗教的な活動目的での利用
- (2) 趣味や文化活動等の同好会活動での利用
- (3) 学友会や同窓会活動での利用
- (4) 反社会的な団体等の利用
- (5) 違法な事業、その他公序良俗に反する事業のための利用
- (6) 他の利用者に不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められる態様での利用
- (7) 本施設の管理・運営上、支障があると認められる利用
- (8) 第1項の目的に定める活動以外での利用
- (9) その他、協会が利用条件に合わない判断した活動目的での利用

8 利用時間は準備及び後片付け、確認時間を含みます。

9 利用終了後は利用申込者が利用前の状態まで原状回復を行うものとします。

また、イベント開催に伴い発生したごみは、イベント開催者が持ち帰るものとします。

10 イベント(オンラインイベント含む)開催・配信者の責務と禁止事項について、下記のとおり定めます。

- (1) 開催・配信者は、常に細心の注意をもってイベントを実施しなければならず、他者の著作権や

商標権その他権利を侵害する行為及びその恐れがある行為を行ってはなりません。

(2) イベントを通して取得した個人情報や他企業・他団体の機密情報等について、当該個人・団体の許諾なく、第三者に提供してはなりません。

11 協会は、イベントの利用に起因して生じた損害やトラブルについては一切の責任を負いません。本規約に反する行為を発見した場合には、協会の判断により、その時点でないしはその後の本施設の利用をお断りする場合がございます。

〔権利の譲渡等の禁止〕

第 10 条 本規約に基づき利用者が有する権利を第三者へ譲渡、貸与すること、その他第三者へ処分することは禁止します。

〔利用者情報の更新〕

第 11 条 利用者情報や事業内容に変更があった場合、利用者は協会に対し、速やかに変更内容を通知するものとします。

2 利用者が前項の通知を怠り、本施設からの通知や書類等の延着・未着による被害や損害が生じた場合でも、協会は責任を負いません。

〔利用者情報の取扱い〕

第 12 条 協会による利用者情報の取扱いについては、法令及び協会の個人情報保護方針の定めによるものとし、利用者は、当該個人情報保護方針に従って協会が利用者の情報を取り扱うことについて承諾するものとします。

2 利用者は、協会が利用者情報に関し、以下の各号に定める取扱い(第三者提供する場合を含みます。)をすることについて承諾するものとします。

(1) 利用者情報を、個人を特定できない形での統計的な情報として、協会の裁量で、利用及び公開すること

(2) 利用者情報を、本施設の円滑な運営を目的として必要最小限の範囲で区に提示すること

(3) 公的機関等の求めに応じ、当該利用者情報を開示する場合があること

3 協会は、利用契約が終了した会員について、利用者情報を削除することができるものとします。ただし、法令上保管が必要なものを除きます。

〔遅延損害金〕

第 13 条 利用者が本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延し、協会の督促に対しての支払いも行わず、遅延が 30 日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき 10.95%/年の割合で計算した遅延損害金を支払わなければなりません。

〔損害賠償〕

第 14 条 利用者が故意または過失により、区ならびに協会、または他の利用者等に損害を与えた場合は、これにより生じた一切の損害を賠償するものとします。

〔利用の制限〕

第 15 条 イベント等を開催する場合等で、管理運営上、協会は利用者の本施設の全部または一部の利用を制限することができるものとします。この場合、協会は利用者に対して事前にホームページやソーシャルネットワークサービスにおいて告知するものとします。

2 前項の規定にかかわらず、協会は、下記の事由により、事前の告知をすることなく、利用者の本施設の全部または一部の利用を制限することができるものとします。

- (1) 設備の保守、点検、修理等を行う緊急の必要が生じた場合
- (2) 火災、停電等の事故により利用者へのサービスの提供ができなくなった場合
- (3) 天変地異、テロ等により利用者へのサービスの提供ができなくなった場合
- (4) その他、やむを得ない事由により利用者へのサービスの提供ができなくなった場合

〔免責事項〕

第 16 条 次に掲げる事由により利用者が被った損害について、区ならびに協会は責任を負わないものとします。

- (1) 地震、水害等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、IT インフラ等通信設備やその他諸設備の不調や故障および偶発事故、その他協会の責めに帰することのできない事由による損害
- (2) 前条の定めにより利用を制限したことによる損害
- (3) 利用者が他の利用者やその他の第三者の行為により被った損害
- (4) 登記・住所サービスの利用者が本施設の地番を本店所在場所とし、又は対外的に自身の事業の本拠地として表示したことにより自ら又は第三者が被った損害

〔利用者登録および利用を拒否する者〕

第 17 条 次に掲げる団体またはそれに関連する者に対して、協会は利用者登録および本施設の利用を拒否することができるものとします。

- (1) 法令に反する事業を行う者および反する恐れのある事業を行う者
- (2) 風俗関連営業、マルチ商法、賭博、その他公序良俗に反する事業を行う者
- (3) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定めるハイリスク取引を行う者
- (4) 暴力団関係者およびそれに関する事業を行う者
- (5) その他、協会が不相当と認める者や団体

〔プラン変更〕

第 18 条 プラン変更により、サービスの期間が重複した場合であっても、当該期間分に対応する利用料金は返還いたしません。

〔利用終了時の措置〕

第 19 条 月額決済(個人月額プラン、月額3人プラン、月額5人プラン、個室ブース月額利用及び登記・住所サービス)については、有効期限の満了時に自動継続となり、ご登録のクレジットカードにて決済となります。有効期限の満了による利用終了の場合は、有効期限の 14 日前までに、受付まで申し出が必要となります。

2 登記・住所サービス利用者がサービスの利用を更新しない場合は、有効期限内に、本店移転登記を完了した上、Web サイト、名刺、パンフレット、その他本施設を事業の拠点として対外的に表示しているものすべてについて、本施設の住所等に関する記載を削除しなければならず、サービスの終了後は、一切、本施設の地番及び住所を利用してはならないものとします。また、移転登記後 1 か月以内に移転後の登記簿謄本のコピーを協会に提出しなければなりません。

3 登記・住所サービスの有効期限後にメールボックスに保管されている物品及び個室ブース月額利用サービスの有効期限後に残置された物品については、送料着払い(送料受取人払い)にて、返送させていただきます。

なお、有効期限後から返送するまでの間、別の場所で保管することがあります。

また、登記・住所サービスの有効期限後は、協会は、郵便物の受け取りを拒否します。

4 登記・住所サービス利用者が、有効期間経過後、第 3 項に定める手続等を怠ったことにより被った損害について、本施設は、一切責任を負いません。

〔契約の解除〕

第 20 条 利用者が次に掲げる事由に該当する場合、協会は、当該利用者による本施設の利用を制限し、もしくは当該利用者とのサービスにかかる契約を催告なく解除することができるものとします。

また、当該利用者がこれにより協会に損害を与えた場合、利用者はその損害を賠償するものとします。

(1) 申込時の情報や書類に虚偽があったとき

(2) 利用料等を支払わないとき

(3) 他の利用者等、本施設の利用者に対し、著しい妨害や損害を与えたとき

(4) 本施設および対象スペースを故意または重大な過失により毀損したとき

(5) 契約者と実際の利用者が異なる場合

(6) 本規約に違反したとき

(7) 利用者に着しく信用を失墜する事実があったとき

(8) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立て、租税公課その他の

滞納処分を受けた場合

(9) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあった場合、その他銀行取引停止処分を受けたとき

(10) 第 17 条に記載する事業を行った場合および行おうとしたとき

(11) その他、協会が本契約を解除すべきと判断したとき

2 協会が利用者とのサービスにかかる契約を解除したことにより利用者に損害が発生した場合であっても、協会は利用者に対し一切の責任を負わないものとします。

〔秘密情報の取扱い〕

第 21 条 本施設において、利用者は、自らの秘密情報を自らの責任で管理するものとします。協会は、本施設における秘密情報の漏洩について、利用者に対し、一切の責任を負いません。

〔準拠法および管轄裁判所〕

第 22 条 本規約の解釈・適用は、特段の定めのない限り、日本国法に準拠するものとします。
また、本規約に関し紛争が生じたときは、訴額に応じて東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

〔規約外事項〕

第 23 条 本規約に定めのない事項および管理運営上必要な事項は、協会が区と協議のうえで、これを定めるものとします。

〔規約の改定および効力〕

第 24 条 協会は、区と協議のうえで、本規約および本施設の運営に関する事項を改定することができるものとし、その効力は 全ての利用者に及ぶものとします。

〔委任〕

第 25 条 この規約の実施に関し必要な事項は、協会事務局長が別に定める。

附則 本規約は令和3年 10 月 1 日から施行する。

附則 本規約は令和3年 11 月 22 日から施行する。

附則 本規約は令和4年4月1日から施行する。